

災害救助法改正に伴う政令市への権限移譲に係る課題

2018.1.29 ちんたい協会

1. 都道府県・政令市における支援内容の統一

(1) みなし仮設住宅の要件等の統一

- ・ 入居条件(全壊・半壊、開始時期、契約期間等)
- ・ 契約条件(退去修繕負担金 2 ヶ月、仲介手数料半月分等)
- ・ 提出書類の書式
- ・ 重要事項説明の簡略化
- ・ 独自要件(新潟県による仲介手数料無し等)への対応

(2) 他県からの避難者受け入れに関する要件等の統一

- ・ 上記(1) 同様

(3) 弾力的運用等の統一

- ・ みなし仮設の遡及適用や入居条件の緩和(大規模半壊、半壊等)
- ・ 熊本地震における「補修型みなし仮設」「世帯分離型みなし仮設」等

(4) 公平で迅速な被災者支援

- ・ 国への要請は救助主体ごとではなく道府県内での統一見解として行うべき
- ・ 開始時期や支援内容等が統一されていることで支援の公平性を保つと共に、現場に余計な混乱を招くことなく迅速な被災者支援が行える

2. 複数の救助主体による賃貸住宅関係団体の負担増

(1) 救助主体との調整に係る負担が単純に 2 倍～ 4 倍

- ・ 神奈川県では、県・横浜市・川崎市・相模原市の最大 4 つの救助主体
- ・ 会員の分布状況により、地域によっては協力態勢が整わない可能性あり

(2) 相談窓口等のボランティア派遣要請に対する負担増

- ・ 相談窓口の増加等による人員負担
- ・ 人員不足等により協定締結団体の協力が得られない可能性あり

以上